

社会福祉法人 德榮会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、職員が能力を十分に発揮できるよう次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年11月1日～平成30年10月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：小学生未満の子を持つ職員を対象とする短時間勤務制度等を周知徹底し、短時間希望の職員の子育て支援体制を周知徹底する。

＜対策＞

- 平成28年11月～ 随時、社員へのアンケート調査・要望を聞き、勤務時間等の調整を図る。
- 平成28年11月～ 短時間勤務体制を希望する職員に対して、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知を図る。

目標2：子の育児・介護看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用を図る）。
計画期間内に、育児・介護看護休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

＜対策＞

- 平成28年11月～ 育児・介護看護休暇制度の周知を図り、社内広報誌などによる取得率の向上を図る。

目標3：計画期間内に、年次有給休暇を取得しやすい環境を目指す。

＜対策＞

- 平成28年11月～ 園内広報誌等を活用した有給取得状況の周知・啓蒙を図り、管理職に対する有休休暇が取得しやすい環境づくりを徹底する。
- 平成28年11月～ 各部署・個人ごとに取得状況を本人若しくは責任者に報告し、取得向上に努める。